

質問者 木村議員	答弁者	教育長	教育委員会 福祉課
<p>不登校児童生徒の支援について</p> <p>文部科学省が今年10月4日に発表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、小・中学校における不登校児童生徒数は29万9048人で、前年度から約5万4000人(22.1%)増加し、過去最多となりました。内訳は小学校が約10万5000人(前年度比29.0%増)、中学校が19万3000人(前年度比18.7%増)となり、10年連続で増加しています。</p> <p>そのうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5千人(不登校児童生徒に占める割合は61.8%)で、約4割の児童生徒が相談指導等を受けていないことが大きな課題と捉えられています。</p> <p>また高等学校における不登校生徒数は6万575人(前年度約5万人)でこちらも近年増加傾向となっています。</p> <p>北海道では年間通算30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする児童生徒数は10年連続で増加しており、令和4年度は小・中学校合わせて1万2000人を超え、過去最高となっています。十勝管内でも公立小中学校の不登校児童生徒数は増加しています。</p> <p>文部科学省は小・中・高の不登校が急増し、90日以上の不登校にもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けられていない児童生徒数が増加している状況を受け、今年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通称: COCOLO プラン)」を作成し、各自治体での支援の取組の推進・強化について通知しています。</p> <p>この COCOLO プランを踏まえ、中札内村の不登校児童生徒への支援状況や今後の取組について伺います。</p> <p>(1) 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備について 本プランでは不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿の整備や教育支援センターを拠点とした児童生徒や保護者への支援が重要とあります。 十勝管内で教育支援センターを設置しているのは、帯広市、音更町、鹿追町、芽室町、足寄町の5市町のみで、本村には設置がありません。 教室に入りづらい児童生徒が落ち着いた空間で自分のペースで学習・支援できる居場所の整備や、多様な学びの場として、本村としては現在どのような支援を進め、今後どのような取組を検討しているのか。教育支援センターを設置する考えは。</p> <p>(2) 児童生徒や保護者への支援について 児童生徒や保護者が一人で悩みを抱え込まないような体制、適切な情報や</p>			

支援を得られる仕組みづくりが大切です。

- ① 本村ではスクールカウンセラーを派遣し対応していただいておりますが、その活動状況と効果について。

また、現在の派遣回数で十分に対応できているかどうかについてもお聞きします。

- ② 相談窓口と情報周知について

本村のホームページでは、不登校についての相談は福祉課のページ内での周知につながり、北海道教育委員会の不登校支援ポータルサイトでも同ページが窓口として紹介されています。窓口としての対応はどのようにされているのか。

また、支援についての情報周知はどのようにされているか。

- ③ 高等学校等の生徒への支援について

中学校卒業後の就学・就労や不登校・ひきこもりへの支援について、村の考え方は。主な担当となる課、支援の方法など。

- (3) 福祉部局と教育委員会との連携について

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や保護者の包括的な支援のため連携の強化が求められています。

現在の連携体制と今後の取組について。

- (4) 学校の風土の「見える化」

学校の風土と欠席日数の関連を示す調査結果があり、「安心して学べる学校づくり」を進めていくことが示されています。このことについて、本村ではどのような考え方で取り組みを進めていくのかお聞きします。

不登校児童生徒の支援についてですが、

1点目の不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備については、学校に行きづらい、教室に入りづらい児童生徒が、主体的に学校復帰に向かうよう、個々に応じたきめ細やかな支援を行っており、自宅でのオンライン授業の取組や自分の気持ちを話すことや教職員等と会うことができる状態に安定してきたら、慎重かつ丁寧に少しずつ登校を促しています。その際には、行事等への参加や相談室・保健室の別室での学習などから始めてみることの提案を行っています。

また、今年度から中学校では、校内教職員の中から不登校支援コーディネーターを置き、個別の状況に応じた支援を組織的に取り組んでいます。

南十勝町村で共同運営している「南十勝こども発達支援センター」において発達段階に応じた相談や支援を行っていることから、児童生徒の相談や学習指導を行う「教育支援センター」については、村独自で設置する構想は現時点では無く、今後は必要に応じ、他市町村の教育支援センターや民間団体が運営する教室などをつながりを持ち、居場所づくりや学びの場をつくっていきたいと思います。

2点目の児童生徒や保護者への支援についてですが、まずスクールカウンセラーを小中3校に月1～2回派遣しており、児童生徒や保護者、教職員の相談に専門的な見地から助言を行っています。

カウンセラーとの面談によって心を開かせ、気持ちが前向きになって登校できるようになったり、不登校の予兆段階で早期発見・早期対応につながっているなどの効果が見られています。

相談回数を増やしてほしいという要望はありますが、カウンセラーの方は他業務もあり、スケジュール的に難しい面があります。そのため、来年度から教育委員会では、不登校・登校しぶりや特別支援教育などを担当する専任職員を外部から採用して配置し、その職員を中心にカウンセラーの相談日以外でも児童生徒や保護者の相談等に対応できる体制づくりを考えております。

また、中学校では、3学期から「心の健康観察」の取組をはじめるとの予定で、Google フォームを活用し、その回答から生徒の心や体調の変化を把握し、SOSを早期に発見して対処してまいります。

次に相談窓口と情報周知、高等学校等の生徒への支援についてです。児童生徒の不登校やひきこもりに関わる相談は、所属する学校や教育委員会が中心となって支援することが多いですが、不登校等の問題には学校に関わるものばかりではなく、家庭環境などの子どもを取り巻く要因が複雑に関与している場合があります。福祉課福祉グループが児童生徒に限らない相談窓口となり、情報周知にも対応しております。

福祉課では昨年度、相談先や居場所をまとめたパンフレットを作成し、情報周知に活用しております。また、このパンフレット作成を機会につながりを持つことができた一部の民間の活動情報を村ホームページに掲載し、毎月更新しております。

件数としては少ないものの、相談を寄せられた場合には本人や保護者からの悩み、希望を聞き取り、関係機関と連携しながら個別の支援につなげるよう取り進めております。

3点目の福祉部局と教育委員会との連携についてですが、教育委員会が所管する「教育支援委員会」は、福祉課の障がい福祉担当職員や保健師、保育士が参加し、就学や進学に向けて情報共有および支援の必要性の検討を行うほか、保育園、小学校の情報交換会などにより子どもの発達状況や特性を踏まえて引継ぎを行っております。

また、児童虐待、家庭の養育的な問題などの支援が必要な要保護・要支援児童等については、福祉課が所管する「要保護児童対策地域協議会」を開催し、学校や教育委員会などと課題を共有して支援の方向を確認し対応しております。

しかしながら、中学校を卒業し高校生となった生徒や保護者との関わりは薄くなっている現状があり相談につながりにくい課題があるかと思えます。

更には、多様化する様々な相談に対応する福祉課の職員体制

についても、合わせて検討していく必要があります。

今後の取組といたしましては、継続して相談窓口を周知していくとともに、福祉課所管の児童虐待等に対応する「子ども家庭支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を統合し、子育てに関わる相談や支援を一体的に対応するため、国が令和8年度までに設置を目指す「子ども家庭センター」の体制づくりに向けて、検討を進めていきたいと考えております。

4点目の学校の風土の「見える化」の取組については、学校評価を実施して、児童生徒や保護者の学校生活への安心感や授業等への満足感などを把握するとともに、教職員による自己評価を行っております。また、コミュニティスクールにおいて地域の方にも評価結果についてご意見をいただきながら、学校運営の組織的・継続的な改善を図っています。

また、今後も各学校長を中心に個性や意見を認め合う多様性を尊重する風土づくりに努め、児童生徒にとってより一層安心できる場所、行きたくなる学校を目指してまいります。